

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 小売販売業者甲の営業所変更
米飯提供業者の登録
食糧管理法による職務執行に関する証票の交付
市町村職員の研修に関する事務委託に関する規約
通信地図修正測量の終了
- ◇人委告示 土地改良区設立認可
- ◇人委告示 へき地手当を支給する学校の指定
- ◇正誤 昭和三十二年七月一日鳥取県条例第三十三号
中訂正

告示

鳥取県告示第三百四十号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百号）

第三十五条の二第三項の規定に基づき次のとおり小売販売業者甲の営業所の変更を承認した。

昭和三十二年七月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区分	登録番号	氏名	営業所の所在地
承認前	第三八七号	小野智恵	日野郡石見村上石見八二八の二
承認後	第三八七号	〃	日野郡石見村上石見七七六の一

鳥取県告示第三百五十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百号）第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十二年七月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 氏名 名称又は屋号 住所 営業所の所在地

七三八 中村田鶴子 田鶴スタンド 米子市茶町三七ノ二

七三九 長谷川泰治 グリルチャムバー " 加茂町二ノ一六

鳥取県告示第三百五十一号

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第十三条第三項の規定による職務の執行に関する証票を昭和三十二年七月一日次のとおり変更した。

昭和三十二年七月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

新規廃止の別 証票番号 勤務所 職名 氏名

新 規 二〇 經濟部農政課 鳥取県事務吏員 北山正平

廃 止 一 " 鳥取県技術吏員 西尾静雄

" 一八 民生労働部厚生援護課 鳥取県事務吏員 松浦勝重

鳥取県告示第三百五十二号

鳥取市ほか五十箇市町村から地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四の規定に基き、職員の研究事務を委託することについて申し入れがあつ

たので、次のとおり協議し、職員の研究に関する事務の事務委託に関する規約を定めた。

昭和三十二年七月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 職員研修の事務委託の協議に関する専決処分

委託 団体

市町村名 市町村長氏名

専決年月日

鳥取市 入江 昶 昭和三十二年一月二十五日

倉吉市 早川 忠篤 " " "

米子市 野坂 寛治 " " "

境港市 足立 実 " " "

津ノ井村 入江 幸雄 " " "

国府町 田 辺 健太郎 " " "

福部村 山 根 秀雄 " " "

岩美町 石 河 大直 " " "

那家町 古 井 万寿治 " " "

船岡町 山 本 弥之亮 " " "

河原町 上 原 喜与 " " "

八頭村 坂 尾 正己 " " "

丹比村 山 根 繁己 " " "

若桜町 君 野 秀三 " " "

上私都村 田中英男

中私都村 岡島宣章

用瀬町 安岡 亀治

佐治村 竹本 逸雄

智頭町 安東 哲次郎

気高町 田中 政雄

鹿野町 国森 子太郎

青谷町 中田 玉平

羽合町 秋田 義治

泊 村 八 木 達 弥

東郷町 松 田 昌 造

三朝町 坂 出 雅己

関金町 鷺 見 文 憲

北条町 中 江 豊

大栄町 斉 尾 徹

由良町 松 井 輝 男

東伯町 榎 田 幸 太

赤碕町 三 好 久 義

三月二十八日

一月二十五日

二月二十八日

二月二十二日

二月二十五日

一月二十五日

三月二十六日

一月二十五日

三月二十五日

一月二十五日

三月二十日

中山村	末次博文	一月二十六日
西伯町	磯田俊二	一月二十五日
会見町	坂田勇	三月二十五日
岸本町	長谷川浩	二月十一日
伯仙町	野坂一	三月二十日
日吉津村	山口英明	三月三十日
淀江町	石原徹造	一月二十五日
大山町	山根英夫	三月三十日
名和町	木下昇	一月三十日
逢坂村	橋井義一郎	三月三十日
黒坂町	稻田利正	三月十三日
高宮村	青戸要三	一月二十五日
多里村	倉本忠男	三月十三日
伯南町	井川喜八郎	三月十二日
福栄村	伊田精而	一月二十五日
石見村	長谷川勝馬	〃
根雨町	川上武二郎	〃
江府町	手島祐	一月二十八日

溝口町 松原 一男 〃 一月二十五日
 二 協議及び規約の内容

(1) 協議

次の協議書によつた。ただし、協議書中の「〇〇市(町村)」及び「〇〇市(町村)長氏名」とあるは、それぞれ当該委託団体の「市(町村)名」及び「市(町村)長氏名」とし、年月日は同専決年月日とする。

協 議 書

地方自治法第二百五十二条の十四の規定により〇〇市(町、村)の職員の研修に関する事務を別紙規約により鳥取県に委託する。

昭和三十一年 月 日

〇〇市(町、村)長氏 名
 鳥取県知事 遠藤 茂

(2) 規約

次の規約によつた。ただし、規約中「〇〇市(町村)」及び「市(町、村)」とあるは、それぞれ当

該委託団体の「市(町、村)名」及び「市(町、村)」とし、規約の施行年月日は同専決年月日とする。

〇〇市(町、村)職員の研修に関する事務
 鳥取 県 取 扱 員 取 扱 員 取 扱 員
 の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 〇〇市(町、村)(以下「甲」という。)は職員の研修に関する事務の一部(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費(人件費を除く。)は甲の負担とし、甲は、予め、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が鳥取県自治研修所運営審議会の意見を聞き甲市(町、村)長と協議して定める。この場合において知事は、委託事務

に要する経費の見積書及び研修計画書を甲市(町、村)長に送付しなければならない。

第三条 知事は、その委託を受けた事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、鳥取県歳入歳出予算において甲及び乙の職員の研修経費並びに甲以外の市町村職員研修委託事務に要する経費とあわせて分別計上するものとする。

第四条 知事は、各年度において、前条の予算に残額がある場合においては、これを翌年度における研修事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては知事は当該繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速かに甲市(町、村)長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第五条 知事は、地方自治法第二百四十二条第四項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲市(町、村)長に通

知するものとする。

(連絡会議)

第六条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るために必要に応じて甲市(町、村)長と連絡会議を開くものとする。但し、甲市(町、村)長の申し出がある場合においても連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第七条 委託事務に適用されるこの条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、乙は、予め、甲に通知しなければならない。

第八条 委託事務に適用される乙の条例等の全部若しくは一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

附 則

1 この規約は、昭和三十二年 月 日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

2 甲市(町、村)長は、この規約の告示の際、併せて

委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもつてこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合、決算に伴つて生ずる剰余金は、速かに甲に還付しなければならない。

鳥取県告示第三百五十三号

次のとおり、昭和三十二年度第一、四半期通信地図の修正測量を実施した旨広島郵政局長から通知を受けた。

昭和三十二年七月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 作業の期間 昭和三十一年六月一日から昭和三十一年六月三十日まで

二 作業の地域 米子市

鳥取県告示第三百五十四号

気高郡青谷町大字北河原田中民藏ほか十四人の者から申請のあつた青谷町大井手土地改良区の設立について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により昭和三十二年七月十二日認可した。

昭和三十二年七月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第二号

職員の特種勤務手当に関する条例(昭和二十七年鳥取県条例第三十九号)第十九条第四項の規定に基づき、昭和三十一年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間、へき地手当を支給する学校を別表のとおり指定する。

昭和三十一年七月十六日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

別表

所在地	公立学校	級地区分
岩美郡国府町大字上地	成器小学校上地分校	一級地
八頭郡那家町大字明辺	上私都 明辺	"
" 大字姫路	" 姫路	"
" 丹比村大字横地	丹比 横地	"
" 若桜町大字春米	若桜 春米	"
" 用瀬町大字赤波	興徳 板井原	"
" 大字江波	社 江波	"
" 智頭町大字市ノ瀬	智頭 板井原	"
" 倉吉市広瀬	上小鴨 広瀬	"
" 河来見	高城 河来見	"
" 大立	" 大立	"
" 東伯郡三朝町大字中津	小鹿 中津	"
" 大字柿谷	高勢 柿谷	"
" 大字福山	竹田 福山	"
" 大字大谷	" 大谷	"

大字田代	田代	田代
関金町大字野添	山守	野添
東伯町大字倉坂	下郷	倉坂
赤碕町大字大父	以西	大父
西伯郡西伯町大字大木屋	上長田	大木屋
会見町大字池野	賀野第二	
大山町大字長田	高麗	長田
大字豊房	大山	香取
名和町大字門前	名和	大山農場分校
大字加茂		神田分校
大字陣構	光徳	陣構
中山町大字関見	上中山	関見
大字下市	逢坂	二本松
日野郡溝口町大字添谷	溝口	添谷
江府町大字御机	米沢	御机
大字下蚊屋		下蚊屋
大字大河原	江尾	大河原
黒坂町大字久住	黒坂	久住

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取印所
鳥取県鳥取市東町取印所
鳥取県鳥取市東町取印所

石見村大字花口	石見東	花口
福栄村大字豊栄	福栄	豊栄
伯南町大字福馬來	山上	福馬來
多里村大字上荻山	多里	上荻山

正 誤

昭和三十三年七月一日鳥取県条例第三十三号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 40	段 上	行 四	誤 從前の第二十六条の規定	正 從前の第二十條の規定
------	-----	-----	---------------	--------------